

新型コロナウイルス感染症対策に伴う水道料金等の減免について

三朝町では新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者の皆さまに対して水道料金等の減免を行います。

対象となる施設

町内の事業所用施設（徴収猶予制度と同じく、自宅兼用を含み、社宅・専用住宅等を除く）。

対象となる料金

売上額が前年同月と比べて平均30%以上減少している営業月に使用された料金。
対象となる営業月は令和2年4月から11月のうち、連続する任意の3か月以内。
※営業（使用）月の料金は、翌月分として請求されます。このため対象となる営業月は4月から11月、減免対象となる請求月は5月分から12月分です。
詳しくは裏面の減免措置例をご覧ください。

減免の内容

売上の平均減少率	減 免 内 容
50%以上	請求料金を全額免除
30%以上50%未満	請求金額を半額免除 (減免額に1円未満の端数がある場合は切捨てます。)

※申請時点で既に納付済みの料金も減免措置の対象となります。この場合、減免相当額を申請後の料金から減額します。

申請期限・様式等

令和2年12月15日（必着）

三朝町ホームページ（要綱、様式等を掲載しています）：

<http://www.town.misasa.tottori.jp/315/319/329/27087.html>

※減免措置例は裏面をご覧ください。

【減免措置例】

(1) すべて30%以上減少する場合①

営業（使用）月	7月	8月	9月	平均
減少率	40%	30%	50%	40%→全て半額免除
減免対象	対象	対象	対象	
減免対象料金の請求月	8月分	9月分	10月分	3か月分を半額免除

(2) すべて30%以上減少する場合②

営業（使用）月	7月	8月	9月	平均
減少率	50%	40%	60%	50%→全て全額免除
減免対象	対象	対象	対象	
減免対象料金の請求月	8月分	9月分	10月分	3か月分を全額免除

(3) 30%以上減少しない月を含む場合

営業（使用）月	7月	8月	9月	平均
減少率	45%	10%	35%	30%→一部半額免除
減免対象	対象	対象外	対象	8月営業分は減少率が30%未満（対象外）
減免対象料金の請求月	8月分		10月分	2か月分を半額免除

(4) 対象となる水量（前年同月が上限）

① 使用水量が前年同月以内の場合

減免対象月の使用水量	減免対象
前年同月の使用水量	

② 使用水量が前年同月を超える場合

減免対象月の使用水量	減免対象	対象外
前年同月の使用水量		

お問い合わせ先

三朝町役場 建設水道課 上下水道係

電話：0858-43-3502（直通）

FAX：0858-43-0647